

## 高知県消費生活審議会委員公募要領

### 1 目的

県では、知事の諮問に応じ、消費者に関する取組の実施に関する重要な事項の調査審議等を行う機関として、高知県消費生活審議会（以下、「審議会」という。）を設置しています。また、同審議会は、消費者教育の推進に関して構成員相互の情報交換等を行うための消費者教育推進地域協議会の役割も兼ねています。

県の消費者行政に関し、県民の意見を幅広く反映させるため、県民の立場で消費生活に関わる様々な課題に対して意見を述べていただける委員を公募します。

### 2 応募資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 県内に居住し、満18歳以上の方（令和7年11月1日現在）
- (2) 消費生活問題に関心のある方
- (3) 平日の日中に開催される審議会に出席できる方（年2回程度）

### 3 募集人員

2名

### 4 委員の任務

審議会に出席し、消費生活に関する施策の現状とあり方について、県民の立場から意見や提言を行っていただきます。委員の職務上知り得た秘密については、守秘義務が課せられます。審議会への出席者には、規定による報酬及び交通費をお支払いします。

### 5 委員の任期

令和7年11月1日～令和9年10月31日

### 6 応募方法

別紙様式「高知県消費生活審議会公募委員応募用紙」に必要事項を記載のうえ、「消費者教育の推進について一私の提案―」と題した800字程度の作文（A4用紙。作文の末尾に住所、氏名をご記入ください。）を添えて、郵送により応募してください。

なお、提出していただいた書類はお返しできませんのでご了承ください。また、応募用紙等に記載された事項などについては、委員選考の目的以外に利用しません。

### 7 公募要領の入手方法

県庁1階募集要項コーナー、県立消費生活センター、安芸福祉保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、須崎農業振興センター、幡多福祉保健所及び県立図書館（オーテピア）で入手することができます。

なお、次のホームページからも入手することができます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025090100179/>

### 8 応募期間

令和7年9月8日（月）～令和7年9月30日（火）（当日消印有効）

### 9 応募先及び問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県文化生活部県民生活課（消費生活・NPO担当）

TEL：088-823-9653

### 10 選考方法及び結果の通知

書類審査により委員を決定し、10月下旬に応募者全員に結果を文書でお知らせします。